

マイナンバー制度導入 における対応について



平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されました。

今後、医療保険者である組合ではマイナンバー法に基づいた「個人番号利用事務実施者」として、組合員及び被保険者の方々のマイナンバーを収集させていただく予定となっております。

特定個人情報を適正かつ安全に取り扱っていくうえで、組合は準備を着々と進めているところですが、今回はその進捗についてお知らせいたします。

当国保組合の進捗状況

1 マイナンバー取扱いにおける組織を設置しました。

2 事務所内セキュリティを強化しました。

- 受付の移動（事務室内 → EVホール）
- 来客用インターホンの設置
- 事務室入口のICカードによる入退室制限の実施
- マイナンバーを取り扱う専用部屋の設置とICカードによる入退室制限の実施
- 事務室ガラス扉のスモーク化の強化



事務室入口1



事務室入口2

3 マイナンバーを適正かつ安全に取り扱ううえでの宣言を国に提出・公表しました。

その他、組合ではマイナンバー取扱いにおける組織の中で様々な検討を進めております。

取り組みの進捗状況については、組合ホームページ (<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>) のマイナンバー専用ページにて随時掲載していきますので、ぜひご覧ください。

個人番号通知カード・個人番号カードについての詳しい情報についてはこちら

 個人番号カード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/>